

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2019年度第5回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項：1

別紙、2018年度後期 若手弁護士奨学金応募要領 3.給付期間につき、以下の通りとする。

2018年度若手弁護士奨学生に選考された方は、2018年10月末日を初回支給日、2019年9月末日を最終支給日として給付します。なお、前記1(3)法律勉強会に毎回参加し、かつ当財団が指定する小論文の提出があった場合、給付期間延長を行い、33歳となる誕生日までの最大延べ3年間まで給付期間が延長されます。但し、2019年9月末日までに33歳となる誕生日を迎えた場合、前記1(3)法律勉強会に毎回参加することを条件に2019年9月末日限り給付期間が延長されます。

提案事項：2

2019年度後期 若手弁護士助成金につき、別紙応募要領の通りとする。(変更点は3.給付期間の部分のみ)

提案事項：3

理事会決議があったものと看做される日を2019年8月20日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2019年8月20日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 9名 監事総数 2名

2019年8月13日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2019年8月20日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般財団法人法第96条(定款第32条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第1号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、次に署名する。

2019年8月20日

一般財団法人佐々木泰樹育英会理事長
佐々木泰樹